

保育所入所申込みの御案内

平成22年11月
京都市保健福祉局
京都市福祉事務所

1 保育所に入所できる基準

次の(1)及び(2)の条件を満たす場合に入所の申込みができます。

- (1) 児童及び児童の保護者が京都市内に住所を有すること。
- (2) 児童の保護者のいずれもが、次の①から⑦のいずれかの事情に該当するために、その児童の保育をすることができない場合（同居の親族やその他の人がその児童を保育できるときは除かれます。）

①	居宅外労働	昼間に居宅外で労働することを常態としている。
②	居宅内労働	昼間に居宅内で、児童と離れて日常の家事以外の労働をすることを常態としている。
③	母親の出産	妊娠中であるか、出産後間がない。（おおむね出産予定日の2箇月前から出産日後2箇月の間）
④	保護者の疾病等	疾病にかかり、もしくは負傷したため、長期にわたり療養が必要である。又は精神もしくは身体に障害を有している。
⑤	病人の介護等	同居の親族が、長期にわたり疾病の状態にあるか、精神もしくは身体に障害を有しているために、他人の介護を受けなければ日常生活を営むのに支障をきたす状態にあり、その者を常時介護している。
⑥	災害の復旧	自宅及び近隣地域の震災、風水害、火災等の復旧にあっている。
⑦	その他	市長が上記①～⑥に類すると認める状態にある。

2 入所申込みに必要な書類

- (1) 児童福祉施設入所申込書（兼入所台帳）
- (2) 保育所入所申込補助票兼面接記録票
- (3) 別表1，別表2に◎印又は○印で示した書類



3 保育料の設定

- (1) 児童と同一生計の扶養義務者全員(父母、祖父母等)の前年分の所得税又は前年度分の市民税(住宅借入金等特別控除, 配当控除, 外国税額控除, 住宅耐震改修特別控除, 電子証明書等特別控除等の一部の税額控除を受けている場合は, その税額控除前の税額)と児童の年齢及び保育時間帯により階層別に決定します。
- (2) 保育料は月額で決定することとなっていますので, 長期間欠席された場合や, 月の途中で退所された場合も, 当該月の保育料の全額を納付していただくことになります。
- (3) 入所後, 年度途中で3歳になられても, その年度は3歳未満児の保育料を納付していただきます。
- (4) 前年分所得税, 前年度分市民税非課税世帯で, ひとり親世帯, 障害者世帯等については, 減免制度があります。また, 生計中心者の収入減少により世帯の収入が大幅に(3割以上)減り, 保育料を支払うことが困難になった場合についても, 減免となる場合があります。これらに該当する場合は福祉事務所に申し出てください。
- (5) 保育所入所児童の兄姉が, 幼稚園, 認定こども園, 特別支援学校幼稚部, その他の児童福祉施設(児童デイサービスを含む)に入所している場合については, 保育料の軽減制度があります。別途届出が必要となりますので, 該当する場合は福祉事務所に申し出てください。(継続児童についても, 毎年度届出が必要です。)
- (6) 保育料以外の保護者負担金などの詳しい内容については, 各保育所でお尋ねください。

4 保育料の納付

毎月の保育料の納付は, 口座振替による自動引落としとしてしていますので, 入所が決定(内定)しましたら, 速やかに口座振替依頼書を福祉事務所に提出してください。(昨年度から継続して入所している児童で, すでに口座振替により納付している場合は, 提出の必要はありません。)

保育料の納期限(口座振替日)は, 毎月, 保育を行った月の翌月15日(休日の場合は翌営業日)です。

納期限までに納付されない方に対しては, 保育所(園)長等により, 納付の督促を実施しています。また, 未納状態が続く場合には, 児童福祉法第56条第10項の規程に基づき, 財産(給与等)の差押えを実施しますので, 必ず納期限までにお納めください。

5 保育所入所後の留意事項

保育所に入所中, 次のいずれかの場合には, お住まいの区の福祉事務所まで必ずお知らせください。(保育料が変更になる場合があります。)

- (1) 児童が保育所を年度途中で退所する場合
- (2) 勤務時間等が変わったため, 児童の保育時間を変更する場合
- (3) 育児休業を取得又は終了した場合
- (4) 住所を変更した場合
- (5) 世帯構成が変わった場合((1)~(5)については保育所にも御連絡ください。)
- (6) 同一世帯の他の児童が, 保育所, 昼間里親, 幼稚園, 認定こども園, 特別支援学校幼稚部, その他の児童福祉施設(児童デイサービスを含む)に入所又は退所した場合
- (7) 平成22年分の所得税が修正申告等により税額変更になった場合
- (8) 転居・転職などにより転園を希望する場合
- (9) 入所できる基準に該当しなくなった場合(入所を解除する場合があります。)

別表1 階層区分決定のための資料

区 分	◎印又は○印の書類を提出			
	平成22年分 源泉徴収票	平成22年分 確定申告控	給与証明書	平成22年度市民税 課税(非課税)証明書
給与所得者 (会社員, 公務員, パート, 日雇等)	◎	注 1 ○	注 2 ◎	注 3 ○
確定申告者 (自営業, 農業者等)		◎		注 3 ○
市民税申告者 (所得税未申告者)				注 4 ◎

- [注] 1 給与所得者で、平成22年分の確定申告をした人は、確定申告書の控を提出してください。
 2 パート、日雇就労等で源泉徴収を受けていない人は、給与証明書（直近3箇月分）を提出してください。
 3 平成22年分所得税が課税されていない人は、平成22年度市民税課税（非課税）証明書をあわせて提出してください。ただし、いずれかの扶養義務者に平成22年分所得税が課税されている場合は、必要ありません。
 4 平成22年分所得税を申告していない人は、平成22年度市民税課税（非課税）証明書を提出してください。

別表2 保育に欠ける状況を証明する資料

区 分	○印の書類を提出				
	就労証明書 (申告書)	診 断 書	在学証明書	障害者手帳 (提示可)	母子健康手帳又は 出産証明書(提示可)
就労(予定)	○				
疾 病		○			
障 害				○	
出 産					○
介 護		○		○	
在 学			○		

- [注] 介護の場合は、介護の必要な人の診断書や身体障害者手帳等、介護が必要な状況がわかる書類を提出してください。

《京都市からのお知らせ》

「安心して子育てしていただくために」～京都市では保育環境の向上と保護者負担の軽減に努めています～
 保育所での保育に必要な費用（以下「保育費用」といいます。）は、保育料と、国及び市の負担によって賄っています。

京都市では、国基準の保育費用に加えて市独自の補助を行うことにより保育環境の向上を図っています。
 また、保育料は、市独自の補助を行うことにより国基準の約7割に設定し、保護者の皆様の負担軽減を図っています。

【保育費用と保育料の比較（京都市の現状と国基準）】

